

津市たるみ老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年1月1日条例第126号）

最終改正:

改正内容:平成18年1月1日条例第126号〔平成21年9月30日〕

○津市たるみ老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成18年1月1日条例第126号

津市たるみ老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、老人福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 老人の福祉増進を図るため、センターを設置する。

（名称及び位置）

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 津市たるみ老人福祉センター

（2）位置 津市垂水1300番地

（事業）

第4条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

（1）健康、生活等に係る相談に関すること。

（2）教養の向上及びレクリエーションに関すること。

（3）機能回復訓練に関すること。

（4）その他老人の福祉に関する事業

（使用者の範囲）

第5条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）本市の区域内に住所を有するおおむね60歳以上の者

（2）その他次条に規定する指定管理者が特に必要と認める者

（指定管理者による管理）

第6条 センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）センターの使用の許可に関する業務

（2）センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務

（3）その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

（1）センターの管理に係る事業計画書

（2）センターの管理に係る収支計画書

（3）申請者の経営状況を説明する書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（1）センターの運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。

（2）センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。

（3）センターの管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

（事業報告書の作成及び提出）

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（1）センターの管理業務の実施状況及び利用状況

（2）センターの管理に係る経費の収支状況

（3）その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第12条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(使用の許可)

第14条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第15条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第19条 指定管理者又は使用者その他センターを利用する者(以下「使用者等」という。)が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

第20条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に指定された指定管理者がセンターの管理を開始するまでの間(以下「移行期間」という。)は、市長がセンターを管理するものとする。この場合において、第6条から第13条まで及び第18条第1項の規定は適用せず、第14条、第15条、第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第14条、第15条、第17条第1項及び第20条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条第2項中「指定管理者」とあるのは「本市」と、第19条中「指定管理者又は使用者」とあるのは「使用者」とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、移行期間においても、センターに係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

4 この条例の施行の際現に合併前の津市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和56年津市条例第8号。以下「合併前の条例」という。)第8条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、移行期間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

---